

食安輸発0927第3号  
平成23年9月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産鰻のイベルメクチン)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成23年9月22日付け食安輸発0922第2号）に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体による検査の結果、中国産冷凍鰻蒲焼きにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、イベルメクチンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成23年9月27日	中国	鰻及びその加工品	イベルメクチン